

専門図書館協議会 2019年度全国研究集会

著作権法の“いま”～現場での事例研究を中心に～

2019年6月21日(金)

国立国会図書館

舟越 瑞枝

本日の内容

1. 著作権制度の概要
2. 2018年著作権法の改正について
3. 著作物を「提供」する—複写サービスを中心に—
4. 著作物を「利用」する—引用を中心に—

(※ 今回の発表内容は発表者が個人の視点でまとめたものであり、所属機関の見解を示すものではありません。)

1. 著作権制度の概要

1.1 著作権とは

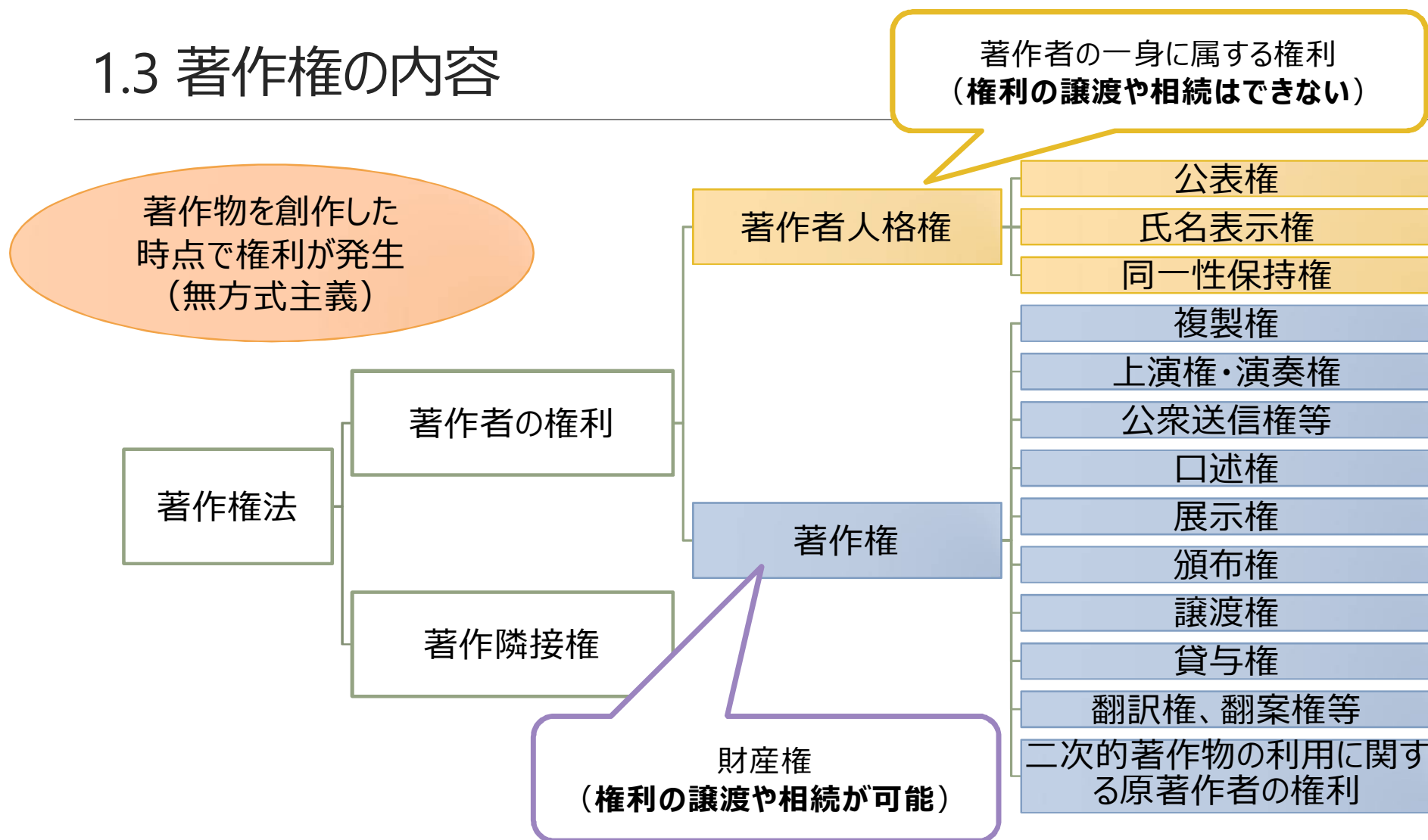
- 創作活動により「何か」を作った人に付与される、その「何か」を他人に無断で利用されない権利を「知的財産権」という。
- 著作権とは、「著作物」を排他的・独占的に利用できる権利 である。
 - つまり、著作物を利用するには原則、権利者の許可が必要！
- 著作権は、「著作物」の創作者である「著作者」に対して、「著作権法」（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）に基づいて付与される。

（本日はレコード会社や演奏家等に付与される「著作隣接権」については扱いません。）

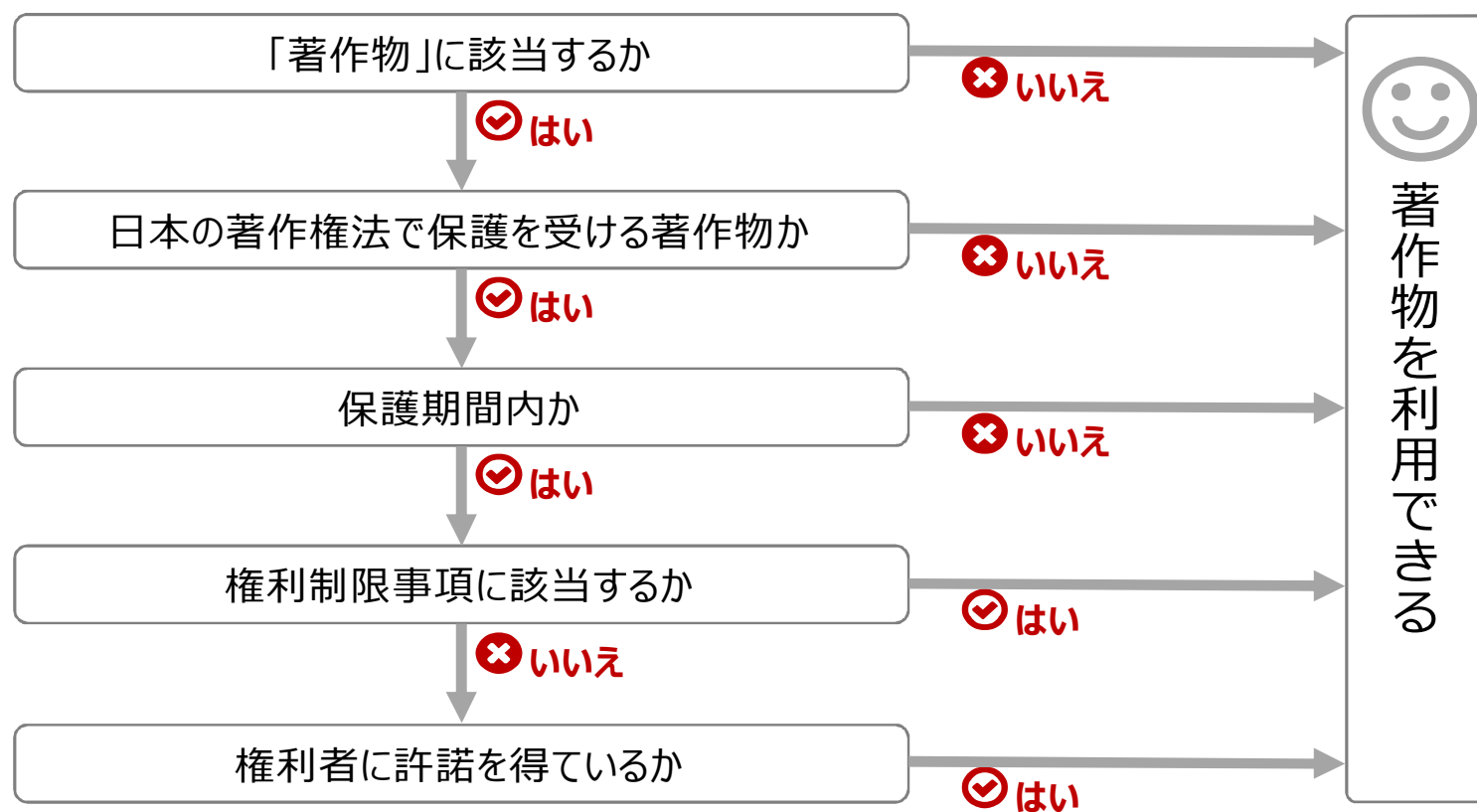
1.2 著作権法の目的（法1条）

- 権利者の保護を図り、創作へのインセンティブを確保すること
- 文化的所産たる創作物の公正な利用を円滑に進めること
- 文化の発展に寄与すること

1.3 著作権の内容



1.4 著作物利用の流れ



1.4.1 「著作物」の定義



1.4.1 「著作物」の定義

法2条1項1号

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

- **思想・感情が表現されたもの**
 - ・ 創作者の精神活動であれば足りる（人の考えや気持ちを表したもの）
- **創造性が認められるもの**
 - ・ 独自に創作して、著作者の個性が表現物に反映されていればよい
- **表現されたもの**
 - ・ 文字や記号、線、面、色彩、音階などの表現手段によって客観的に具体化されたもの
- **文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**
 - ・ 知的・文化的精神活動の所産全般を指す

1.4.1「著作物」の定義：著作物の例①（法10条1項各号）

著作物の類型	具体例
言語の著作物	… 講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	… 楽曲、楽曲を伴う歌詞など
舞踏、無言劇の著作物	… 日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	… 絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など（美術工芸品も含む。）
建築の著作物	… 芸術的な建築物
地図、図形の著作物	… 地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	… 劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分など
写真の著作物	… 肖像写真、風景写真、記録写真など
プログラムの著作物	… コンピュータ・プログラム

1.4.1「著作物」の定義：著作物の例②

著作物の類型	具体例
二次的著作物	… 外国文学の翻訳、小説を原作とするドラマ（翻案）、編曲など
編集著作物	… 新聞、雑誌、辞書、百科事典、統計集、職業別電話帳などの編集物（データベースを除く）など、 <u>その素材の選択または配列に創作性が認められるもの</u>
データベースの著作物	… 編集物のうち、コンピュータで検索が可能なもの

1.4.1 「著作物」の定義：「著作物」に該当しないもの

「著作物」ではないものには、著作権法による保護が及ばない

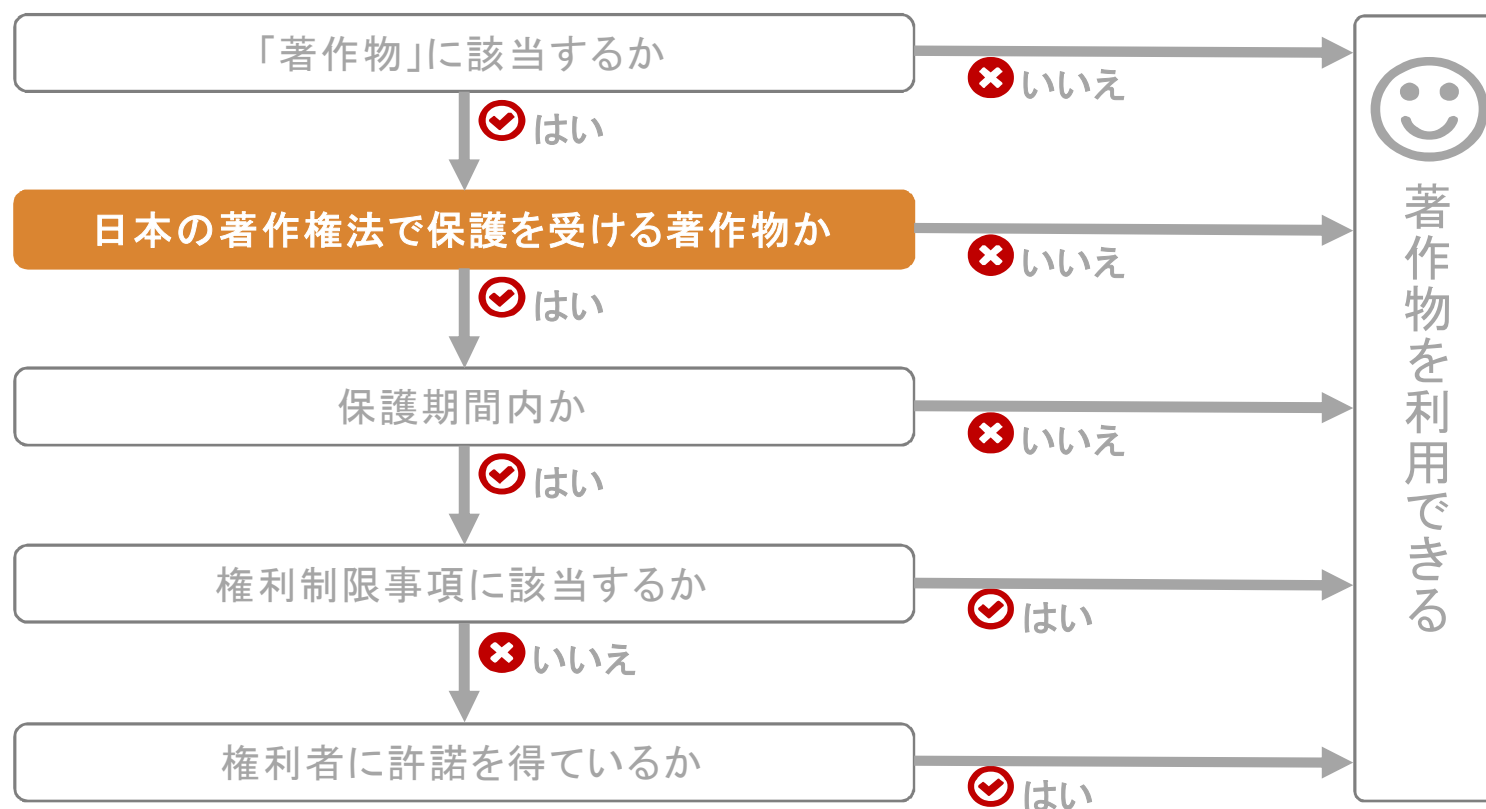
- 法2条1項1号が示す要件を満たさないもの

客観的なデータ、事実そのもの	(⇔ 思想・感情の表現)
他人の模倣、複製写真	(⇔ 創作性が認められるもの)
アイデア、作風・画風、表現方法	(⇔ 表現されたもの)
工業製品	(⇔ 文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの)

※ 単なる事実の伝達にすぎない雑報・報道も、著作物には該当しない（法10条2項）

- ・ いつ、どこで、誰が、何を、どのようにして行ったかを伝えるに過ぎないニュース、
- ・ 人事異動や死亡記事など、誰が書いても同じような内容になる記事、など。

1.4.2 著作権法の保護対象



1.4.2 著作権法の保護対象

「著作物」であっても必ずしも権利が保護されるとは限らない。

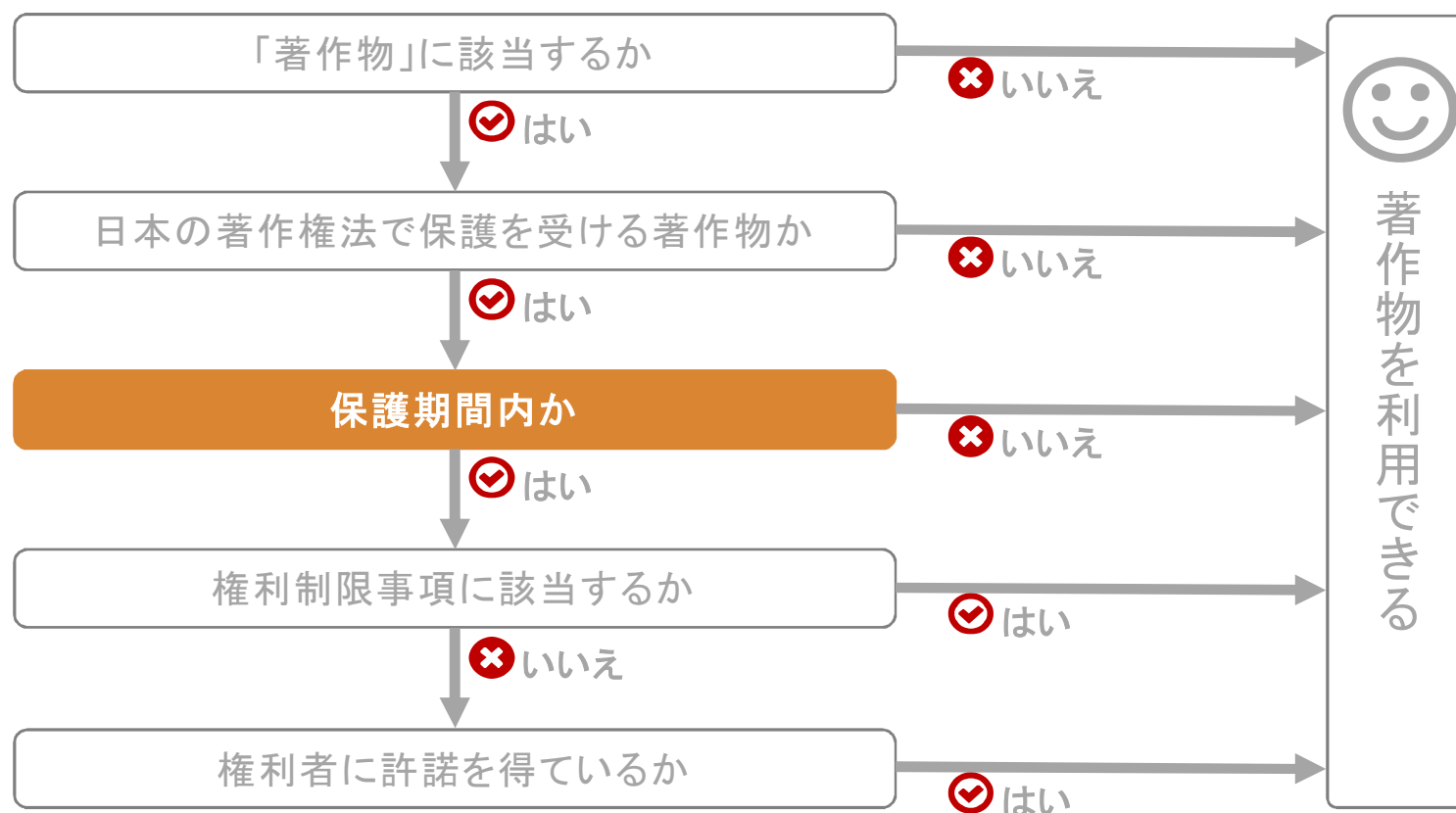
- **日本の著作権法により、保護を受ける著作物（法6条）**
 - 日本国民の著作物（国籍による条件）
 - 最初に国内において発行された著作物（発行地による条件）
 - 条約により、日本が保護の義務を負う著作物（条約による条件）
- **著作権の目的とはならないもの（＝保護対象外）（法13条）**
 - 憲法その他の法令（地方公共団体の条例、規則を含む。）
 - 国や地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人の告示、訓令、通達など
 - 裁判所の判決、決定、命令など
 - 上記の翻訳物や編集物（国、地方公共団体、独立行政法人等が作成するもの）

(例題)

以下のうち、著作権法で保護されないものはどれか？

- ① 幼稚園児が書いた絵
 - ↳ × **創作者の個性が表れていればよい（芸術性の高さは不要）**
- ② 小学校学習指導要領（文部科学省告示）
 - ↳ ○ **国が出す告示は著作権法の保護対象外**
- ③ 日本人が外国で出版したエッセイ本
 - ↳ × **著作権法の保護対象（国籍による条件）**
- ④ 民間出版社が発行した「教育小六法」
 - ↳ × **民間発行の編集著作物（通常、法令の選択又は配列に創作性あり）**

1.4.3 著作物の保護期間



1.4.3 著作物の保護期間

原則として、

- 著作者の死後70年
- 無名や変名の著作物等の場合は、公表後70年

2018年法改正で20年延長！

保護期間に関する主なルール

- ✓ 著作物は創作された時点から保護される（法51条）
- ✓ 共同著作物の場合、最後に死亡した著作者の死後から70年（法51条）
- ✓ 著作者の死亡（又は著作物の公表）の翌年1月1日から起算（法57条）
- ✓ 一部の外国の著作物については、「戦時加算」を考慮する必要あり
（例）米国、英国、フランス、オーストラリア、カナダ・・・ 最大3794日が加算

1.4.3 著作物の保護期間：著者の没年の探し方

Web NDL Authorities
国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス

渋沢栄一 の検索結果

検索対象：“渋沢栄一”

キーワード検索 分類記号検索 典拠ID検索

検索

すべて 名称のみ 普通名のみ

すべて (6件)
個人名 (1件)
家族名 (0件)
団体名 (5件)
地名 (0件)
統一タイトル (0件)
普通名 (0件)
編目 (0件)

6件中 1 - 6 件目

渋沢, 栄一, 1840-1931 個人名
→: 渋沢, 青淵, 1840-1931
← 満澤, 栄一

実業史研究情報センター 団体名
← 渋沢栄一記念財団実業史研究情報センター; Resource Center for the History of Entrepreneurship

人物事典や名鑑、新聞の報道記事などから探す

(例えば)

「Web NDL Authorities」で没年情報を提供

<https://id.ndl.go.jp/auth/ndla/>

「リサーチ・ナビ」でも没年の調べ方を紹介

▶ 「著者の没年を調べるには」

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-100009.php

リサーチ・ナビ
国立国会図書館

思いっいたキーワードを入れてください

リサーチ・ナビに関するアンケートを実施しています。皆さまのご意見をお聞かせください。[アンケートに答える](#)

リサーチ・ナビについて
リサーチ・ナビの使い方
国立国会図書館に行く
図書館にいく

著者の没年を調べるには

没年とは、著者の生没年を調べる必要となります。ここでは、その調べ方を紹介いたします。

1. 没年とは？
2. 没年を調べるには？
3. 没年を調べるには？
4. 没年を調べるには？

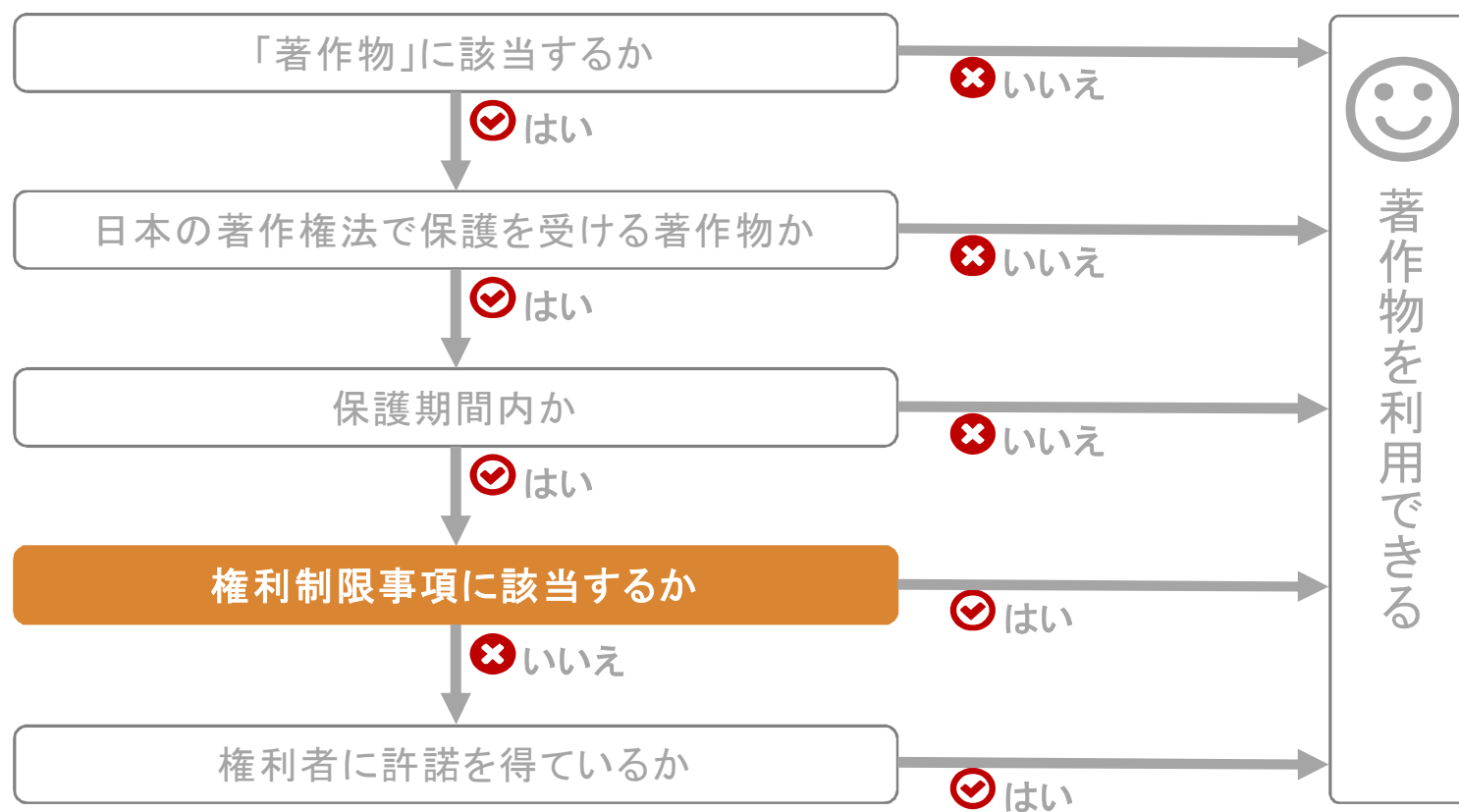
目次

1. 没年とは？
2. 没年を調べるには？
3. 没年を調べるには？
4. 没年を調べるには？

1. 没年とは？
2. 没年を調べるには？
3. 没年を調べるには？
4. 没年を調べるには？

1. 没年とは？
2. 没年を調べるには？
3. 没年を調べるには？
4. 没年を調べるには？

1.4.4 権利制限事項に該当する場合



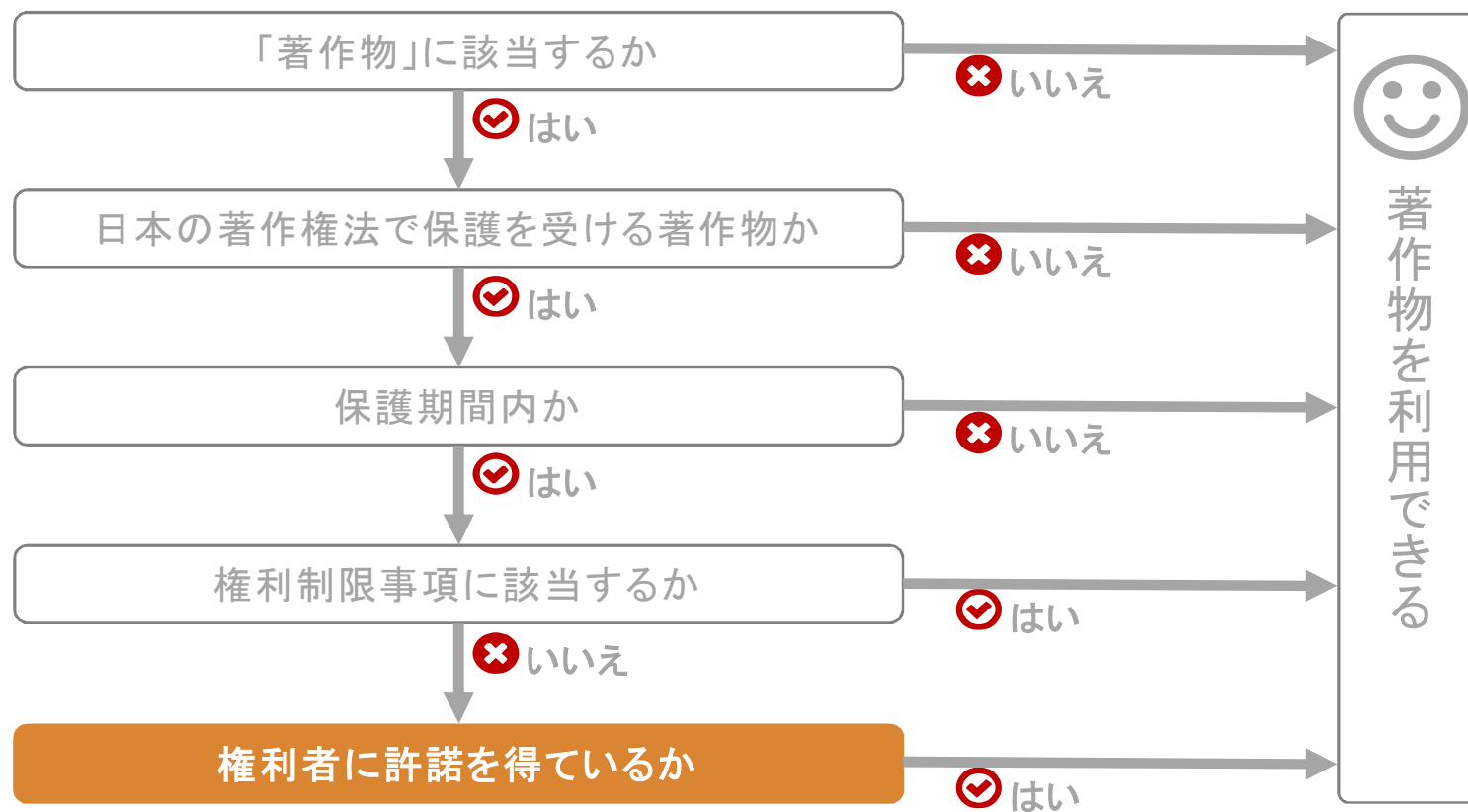
1.4.4 権利制限事項に該当する場合

著作権法は、著作権を制限し、許諾なしで利用することができる場合を定めている。

（権利制限事項の例）

- ・私的使用のための複製（法30条）
 - ・引用（法32条1項）
 - ・学校その他教育機関における複製等（法35条）
 - ・時事問題に関する論説の転載等（法39条）
 - ・裁判手続等における複製（法42条）
 - ・図書館等における複製等（法31条）
 - ・国等の著作物の転載（法32条2項）
 - ・営利を目的としない上演等（法38条）
 - ・政治上の演説等の利用（法40条）
- ...など

1.4.5 許諾を得て利用する

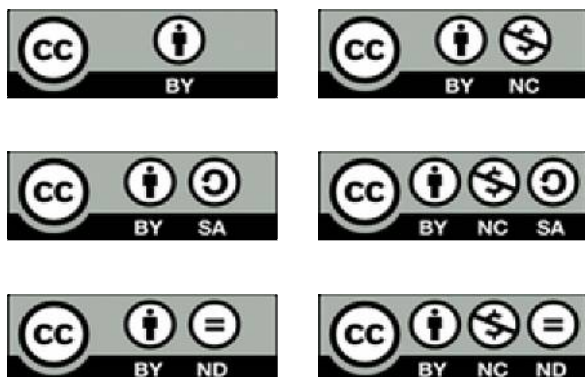


1.4.5 許諾を得て利用する

- 個別に利用許諾を得る（商用データベース等の契約も含む）
- 権利管理団体を通じて許諾を得る（対価を払う）
 - （例）日本複製権センター（JRRRC）、出版者著作権管理機構（JCOPY）
日本音楽著作権協会（JASRAC）など
- 一定の条件の下で、あらかじめ自由な利用を認めている場合もある
 - （例）クリエイティブ・コモンズ・ライセンス、自由利用マークなど

1.4.5 許諾を得て利用する

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス



- 表示** : 作品のクレジットを表示すること
- 非営利** : 非営利目的で使用可能であること
- 改変禁止** : 元の作品を改変しないこと
- 継承** : 元の作品と同じライセンスを継承すること

自由利用マーク



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

(参考)

「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは」

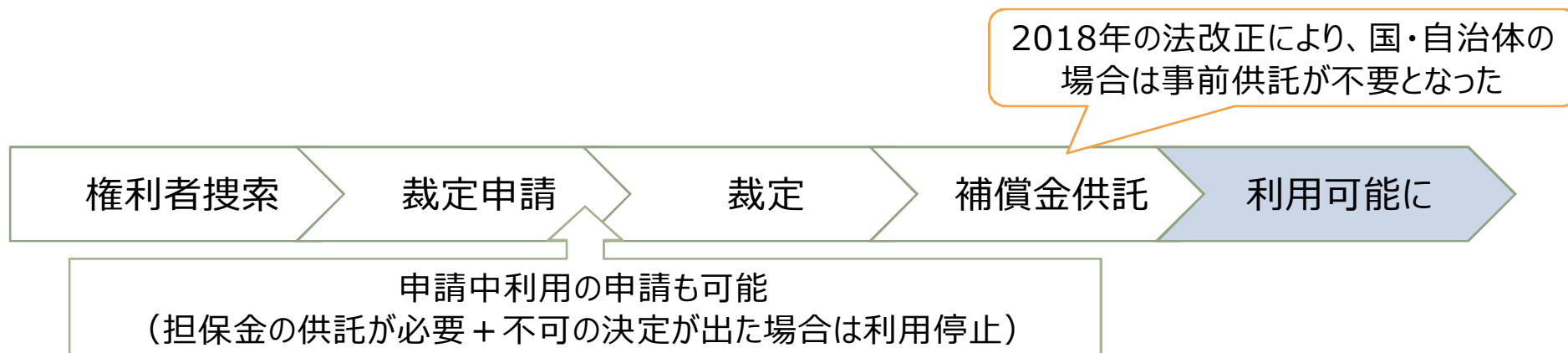
<<https://creativecommons.jp/licenses/>>

「自由利用マーク」

<<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>>

1.4.6 裁定制度

- 相当な努力をしても著作権者を見つけられない場合、文化庁長官の裁定を受けることで著作物の利用を可能とする制度
- 制度の対象となるのは、公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供・提示されている事実が明らかである著作物



1.4.7 権利侵害が生じた場合

著作権侵害が認められる場合、次のような法的措置が考えられる。

- 不法行為に対する損害賠償請求（民法第709条～）
- 差止請求（著作権法112条）
- 刑事罰（懲役・罰金）（著作権法119条～）

2018年法改正で、一部非親告罪化

その他留意が必要な場合として、

- 著作権侵害ではないものの、民法上の不法行為に該当する場合
（不法行為に対する損害賠償請求など）
- その他、契約等により特段の取極めがある場合

1 著作権法の概要（まとめ）

- ✓ 著作権とは、著作物を排他的・独占的に利用できる権利である。
- ✓ 作成した「何か」が「著作物」であるとは限らない。
- ✓ 著作物の利用には、原則として権利者の同意が必要である。
- ✓ ただし、同意なく著作物を利用できる場合もある（権利制限事項等）。
- ✓ 著作権を侵害すると、損害賠償を請求されたり、刑事罰が科される場合もある。

2. 2018年著作権法の改正について

2.1 2018年の著作権法改正の内容

著作権の基本ルールに関すること

- 著作物等の保護期間の延長

著作物の利用促進（権利制限の見直し）

- 学校教育関連（デジタル教科書の導入／教育の情報化）
- アーカイブの利活用促進
- 障害者の情報アクセス機会の充実
- デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

著作権保護の強化

- 著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- アクセスコントロールの回避等に関する措置
- 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
- 損害賠償に関する規定の見直し

その他

- 一般承継における対抗要件の変更

※ 一部未施行を含む（2019年6月21日現在）

2.2.1 保護期間の延長

著作物等の保護期間が、著作者の死後又は公表後50年→70年に

種類		改正前	現行法
著作物	原則	著作者の死後50年	著作者の死後70年
	変名・無名の著作物	公表後50年	公表後70年
	団体名義	公表後50年	公表後70年
	映画	公表後70年	公表後70年
実演		実演が行われた後50年	実演が行われた後70年
レコード		レコードの発行後50年	レコードの発行後70年

(出典)「著作物等の保護期間の延長に関するQ&A」文化庁ウェブサイト
 <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/1411890.html>

（例題） 法改正後の保護期間①

Q：1968年に亡くなった作家（藤田嗣治、村岡花子など）の作品の保護期間が満了し、自由に利用できるようになるのはいつか。

A：2039年1月1日以降（1969年1月1日から起算して70年後まで）
→ 次スライド

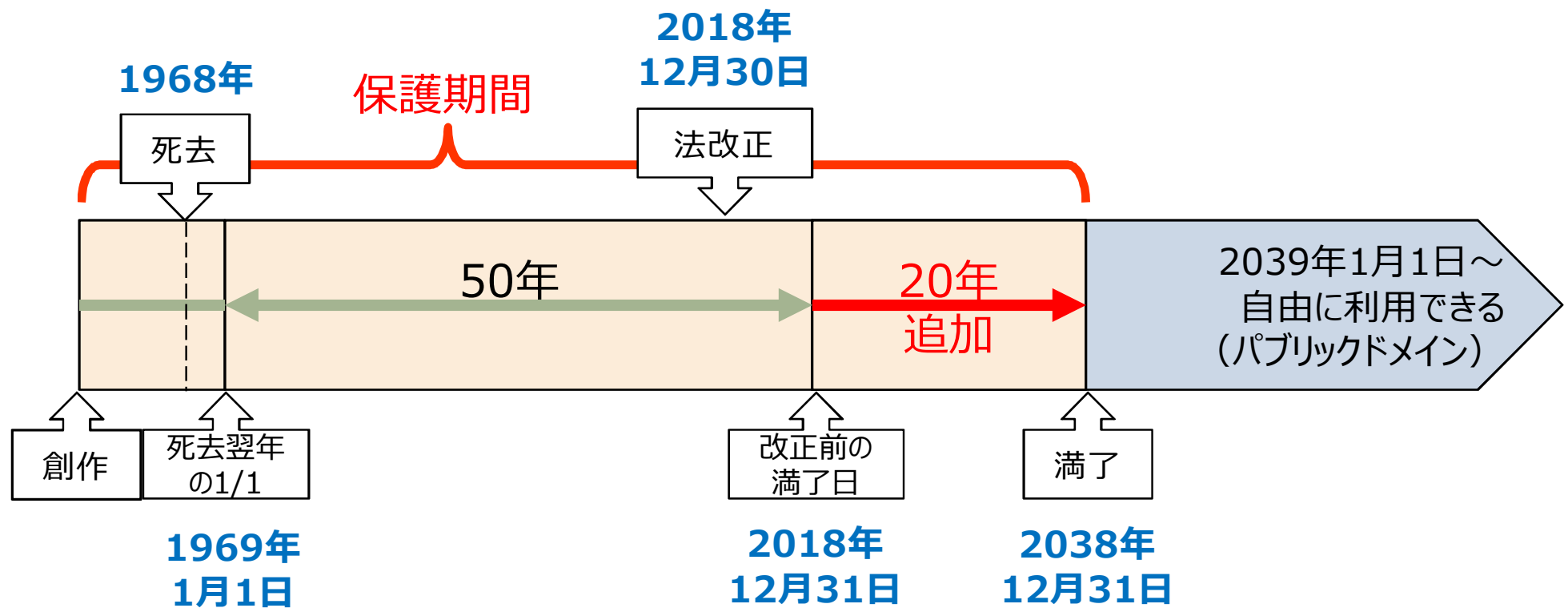
保護期間に関する主なルール（再掲）

- ✓ 著作物は創作された時点から保護される（法51条）
- ✓ 共同著作物の場合、最後に死亡した著作者の死後から70年（法51条）
- ✓ 著作者の死亡（又は著作物の公表）の翌年1月1日から起算（法57条）
- ✓ 一部の外国の著作物については、「戦時加算」を考慮する必要あり
（例）米国、英国、フランス、オーストラリア、カナダ・・・ 最大3794日が加算

(例題) 法改正後の保護期間①

法改正時点で保護期間内であった作品の場合

(例：1968年に亡くなった作家（藤田嗣治、村岡花子など）の作品の場合）



(例題) 法改正後の保護期間②

Q：江戸川乱歩（1965年没）の作品の保護期間が満了し、自由に利用できるようになるのはいつからか。

A：2016年1月1日以降（すでにパブリックドメインになっている）

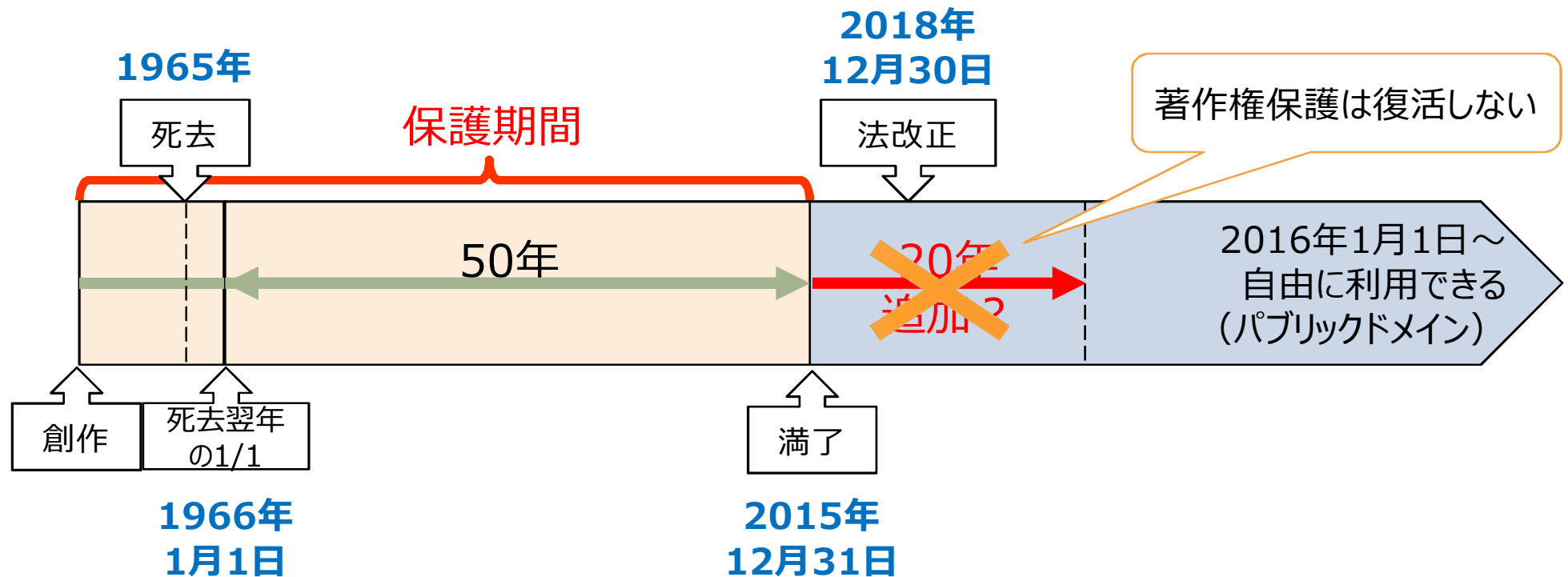
→ 死後70年経過していないが...？

- ・法改正前に保護期間が満了した著作物には、70年ルールは適用しない
- ・死後70年未満だが、許諾なく自由に利用することが可能！ → 次スライド

(例題) 法改正後の保護期間②

法改正前に著作権が満了した作品の場合

(例：1965年に亡くなった作家（江戸川乱歩など）の作品の場合)



2.2.1 保護期間の延長：不遡及の原則

法改正前に保護期間が満了した著作物については、保護期間は復活しない（不遡及の原則）

一般的な図書等の場合、

昭和42（1967）年までに没した著作者の著作物（又は公表された著作物）

… 2017年末までに保護期間が満了

昭和43（1968）年以降に没した著作者の著作物（又は公表された著作物）

… 保護期間満了は**2039年1月1日以降**

2.2.2 柔軟な権利制限規定の導入

イノベーション促進等の要請から、柔軟な権利制限規定を一部導入

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（30条の4）

- ・ AIによる深層学習、リバーズエンジニアリング、印刷機器等の開発試験のために行う複製など

電子計算機における著作物の利用に付随する利用（47条の4）

- ・ ネットワーク上の情報処理の高速化のために行うキャッシュの作成、
- ・ ウイルス、有害情報等のフィルタリングのために行う複製、
- ・ メモリ内蔵型音楽携帯プレイヤーの交換のために行う一時的な音楽ファイルの複製など

電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（47条の5）（→後述）

- ・ 書籍検索におけるスニペット表示、論文の剽窃検証サービスなど

2.2.3 デジタル教科書の導入／教育の情報化

著作物の利用が自由に行えるよう、権利制限規定を見直し

デジタル教科書の導入（33条の2）

- ・ デジタル教科書への著作物掲載、デジタル教科書の頒布・利用（複製、公衆送信、上演等）

教育の情報化（35条）（2019年6月21日現在で未施行）

- ・ オンデマンド型授業やスタジオ型遠隔授業などのネットワーク経由での授業映像の送信
- ・ 予習復習に使う教材等のネットワーク経由での送信
- ・ ワンストップ型の補償金支払いの仕組みも新設

補償金徴収のワンストップ窓口

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
（SARTRAS）（2019年2月15日指定）

2.2.4 アーカイブの利活用促進

国立国会図書館による図書館送信サービスの拡充

- ・ 絶版等資料のデジタルデータの海外の図書館等への送信

著作権者等不明の場合の裁定手続の見直し

- ・ 国や地方公共団体等の場合、補償金の事前供託が不要

美術作品等の展示に伴う複製（法47条）等に関する制限規定の見直し（→後述）

- ・ 展示作品の紹介・解説を目的としたデジタルパンフレット等の作成、タブレット等への配信
- ・ 展示作品のサムネイル画像の美術館等のウェブサイト等での掲載

2.2.5 障害者の情報アクセス機会の充実

視覚障害者等のための複製等（法37条）の受益者の拡大

- ・ 肢体不自由等の理由で読書が困難な人のために複製する場合を明記

DAISY等の複製データの提供方法の拡充

- ・ メール等による提供を追加

- ①技術的能力・経理的基礎を有すること
- ②著作権法に関する知識を有する職員の配置
- ③情報を提供する視覚障害者等の名簿作成
- ④団体、代表者の氏名等を指定ウェブサイトで公表

DAISY等の複製データ作成が可能な団体を拡充

- ・ 許諾不要で複製データを作成可能な団体の要件を政令で規定
要件を満たすボランティア団体等は、文化庁長官の個別指定不要でデータ作成が可能

※ 著作権法施行令改正に伴う変更（著作権法施行令2条1項2号）

3. 著作物を「提供」する ―複写サービスを中心に―

3.1 著作権と図書館サービスの関係

利用行為		関係する著作権	関係する権利制限規定
館内閲覧	書籍	(なし)	(自由に行うことができる)
	録音図書	口述権 (24条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)
	音楽資料	演奏権 (22条)	
	映像資料等	上映権 (22条の2)	
貸出	映像資料以外	貸与権 (26条の3)	営利を目的としない上演等 (38条4項)
	映像資料	頒布権 (26条)	営利を目的としない上演等 (38条5項)
複写サービス		複製権 (21条)	図書館等における複製等 (31条1項1号)
		譲渡権 (26条の2)	複製物の譲渡 (47条の7)
朗読会		口述権 (24条)	営利を目的としない上演等 (38条1項)
展示 (絵画・写真等)		展示権 (25条)	美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (45条1項)

3.2「図書館等における複製」とは

法31条

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

3.2 「図書館等における複製」とは：「図書館等」の要件①

「図書館等」に該当する施設の種類の種類

- ① 公共図書館（図書館法）
- ② 大学又は高等専門学校図書館（学校教育法）
- ③ 防衛大学校、水産大学校等の大学類似の教育機関の図書館（特別法）
- ④ 美術館、博物館等の資料を収集・整理・保存して一般公開している施設（法令設置）
- ⑤ 研究所、試験所等で保存する資料を一般公開している施設（法令設置）
- ⑥ 国、地方公共団体、一般社団法人等の営利を目的としない団体が設置する施設で、④、⑤類似の施設のうち、文化庁長官が指定したもの
（個別指定のほか、博物館法上の「登録博物館」や「博物館相当施設」を包括指定）

「図書館等」に必要な司書（又は司書相当職員）の配置

- 司書資格保有者
- 司書補資格取得者+図書館での事務経験（4年以上）
- 大学等卒業者+図書館での事務経験（1年以上）+文化庁長官指定の講習修了
- 高等学校等卒業者+図書館での事務経験（4年以上）+文化庁長官指定の講習修了

3.2「図書館等における複製」とは：「図書館等」の要件②

営利を目的としない事業として行うこと

- 事業に必要な実費徴収は可能（コピー用紙代、施設管理費等）

図書館資料を用いて複製すること

- 「図書館資料」
当該図書館等施設の蔵書その他の資料であり、当該施設が保管している状態にあること（所有権の有無は問わない）と解される
- 「図書、記録その他の資料」
書籍や雑誌、地図、写真などの紙媒体によるものだけでなく、レコード・CD、録音テープ、ビデオテープ・ディスク等の視聴覚資料など様々なものを含む。
- 「複製」
複製の形態には、複写、写真撮影、録音・録画など様々なものがあり得る。

3.2.1 法31条上の「図書館等」における複写サービス等

31条上の「図書館等」

- 専門図書館のうち、一般社団法人等の図書館、国立・公立等の法令設置の博物館等の図書室、議会図書館等は、法31条のいう「図書館等」に含まれる。

サービス提供の主体

- 法31条の適用を受ける図書館が主体となって行う
- 当該施設の管理下にある人的・物的手段を用いることが求められる

その他

- 31条の規定は図書館等に複写サービスの提供を義務付けるものではない
（利用者に複写請求の権利を付与するものではない）
（cf. 多摩市立図書館複写請求事件（東京地裁平成7年4月28日判決））

3.2.1 法31条上の「図書館等」における複写サービス等

法31条上の複写の範囲

利用者の求めに応じて複製する場合（法31条1項1号）

- ・ 利用者の要求に応じて行うこと
- ・ 調査研究目的
- ・ 公表された著作物の一部分の提供（一部分＝「当該著作物の半分以下」と解される）
（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物の場合はその全部）
- ・ 一人一部の提供

図書館資料保存のための必要がある場合（法31条1項2号）

- ・ 美術の著作物（原本）や貴重書、絶版等の理由により入手困難な資料を保存する場合や古い形式のデジタル記録媒体の媒体変換の場合、など
- ・ インターネット上での公開（公衆送信）は不可

他の図書館の求めに応じて複製する場合（法31条1項3号）

- ・ 絶版その他の理由により一般に入手困難な場合

(参考) 複写物の写り込みに関するガイドライン

日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会
「複製物の写り込みに関するガイドライン」(平成18年1月1日)

同一紙面(原則1ページ単位)上に複製された複製対象以外の部分(写り込み)について、

- ・ 遮蔽等の手段により複写の範囲から除外する必要はない
- ・ ただし、楽譜、地図、写真集・画集(書の著作物を含む)、雑誌の最新号には適用しない

(参考)「著作権法第31条の運用に関する2つのガイドライン」日本図書館協会ウェブサイト
<<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/239/Default.aspx>>

(例題) 31条における複写の範囲

問：次の記述のうち、著作権法又は31条ガイドラインに沿って正しいのはどれか

- ① 営利企業のために行う調査研究の場合は、複写サービスを提供できない。
↳ × **調査研究目的であれば、個人か企業かは問わない**
- ② 利用者には複写サービスを受ける権利があるので、求めがあればこれに応じなければならない。
↳ × **31条は、図書館に複写サービスの提供義務を定めたものではない**
- ③ 楽譜集は1冊の半分まで複写できる。
↳ × **1曲の楽譜の半分まで（1曲＝1著作物）**
- ④ 新聞記事中の写真は、その全体を複写できる。
↳ ○ **説明資料等として掲載されている場合、写り込みの範囲内で複写可能**

3.2.2 法31条上の「図書館等」に該当しない施設の場合

法31条の適用を受けない図書館等

- 専門図書館等のうち、企業内図書館や学校図書館等は、法31条のいう「図書館等」に含まれない

複写サービスには大きな制限

- これらの図書館等が複写サービスを提供するには、原則として権利者から許諾が必要（パブリックドメインの活用、権利管理団体・個々の権利者からの許諾など）

※ 学校図書館の場合

「学校その他の教育機関における複製等」（法35条）の範囲内での複写が可能な場合もある。

3.3 資料のデジタル化等（法31条以外）

法31条の保存目的の複製以外で、資料のデジタル化等を行うには？

- 保護期間が満了した著作物の利用
- 法31条以外の権利制限規定の利用
 - (例) 美術の著作物等の展示に伴う複製等（47条）
電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（47条の5）
- 許諾の取得
- 裁定制度の活用（著作権者不明等の場合）

2018年法改正

3.3.1 美術の著作物等の展示に伴う複製等（法47条）

① 対象物：

美術の著作物、写真の著作物の原作品

（⇔複製物は不可。展示自体は可能だが、小冊子（カタログ、目録など）には複製できない）

② 主体：

他人の展示権（法25条）を害することなく、これらの著作物を展示する者（原作品展示者）

③ 可能な行為：

1. 解説・紹介を目的とする小冊子に、当該著作物を掲載、上映、自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うために、必要と認められる限度において当該展示著作物を複製することができる。
2. 展示著作物の解説・紹介を目的とする場合は、当該展示著作物を上映、自動公衆送信することができる。
3. 展示著作物の所在情報を提供するために必要な限度で、当該展示著作物を複製、公衆送信（送信可能化含む。）を行うことができる。（※原作品展示者に準じる者も可能）

④ その他：

展示著作物の種類及び用途、複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することになる場合はこの限りではない。

(参考) 「著作権法第47条に関するガイドライン」

「著作権法第47条に関するガイドライン」では、次のような利用例が紹介されている。

- ① 来館者にアプリケーションを配布し、アプリケーション上で作品解説を行う。その場合、館内では高解像度の画像を閲覧することができるが、館外においてはサムネイル以上の画像は閲覧できない。
- ② 展示の契約を結んだ借用作品を、契約成立後、展示期間に先立って当該展覧会等のウェブサイトでサムネイルを表示することができる。ただし展示終了後、原作品を返却したのちに削除する。
- ③ 美術館、博物館は、展示する目的で収蔵している作品のデジタル画像について、本ガイドラインにしたがい、自館のウェブサイト上で公開することができる。

(以下略)

(出典) 日本美術家連盟ほか「著作権法第47条に関するガイドライン」(平成31年1月22日策定)
<<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/chyosakuken47guide.pdf>>

3.3.2 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する 軽微利用等（法47条の5）

① 利用主体：

- 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する者

② 対象著作物：

- 公衆提供提示著作物（公衆への提供・提示（送信可能化含む。）が行われた著作物）
＝インターネット上の情報だけでなく、紙媒体等で提供提示された著作物も対象

③ 対象となる利用行為：

- （１）情報検索サービス・所在検索サービス
- （２）情報解析サービス
- （３）その他、電子計算機による情報処理により新たな知見・情報を創出し、その結果を提供する行為であって、国民生活の利便性の向上に寄与するもの

④ 利用可能な範囲：

- 当該行為の目的上必要な限度で、利用方法を問わずに「軽微利用」することができる
- 軽微利用・・・著作物のうち、利用に供される部分の割合、表示の精度（画素数など）、その他の要素に照らして軽微なもの

4. 著作物を「利用」する ―引用を中心に―

4.1 職務として作成する著作物と著作権

図書館業務の一環として、自らコンテンツを作成する場合は少なくない

- ・ ウェブサイトの更新
- ・ SNSを使った情報発信
- ・ 図書館だよりや機関誌への寄稿
- ・ 講演資料の作成 など

職務著作（法人著作）（法15条）

- ・ 法人等の発意に基づき、法人等の業務に従事する者が職務上作成した著作物のこと
- ・ 法人名で公表される場合の著作者は、原則としてその法人になる
- ・ ただし、法人内で別途契約や勤務規則等に定めがある場合はこの限りではない

4.2 引用

法32条1項

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

適切な「引用」であれば著作権侵害の問題は生じない。

公衆送信を含め、いずれの著作物の利用行為も可能になると解されている。

- ・ 「引用して利用することができる」と規定しており、利用方法が限定されていない。

4.2 引用：適切な引用の条件

① 公表されていること

公表とは、著作物が発行、上演、演奏、公衆送信等の方法で公衆に提示されること（法4条参照）

② 公正な慣行に合致すること

引用を行う**必然性（必要性）**があること
かぎ括弧等により引用部分が明確になっていること（**明確区分性**）等

③ 引用の目的上正当な範囲内で行われること

引用部分とそれ以外の部分の主従関係が明確であること（**主従関係**）
引用される分量が**必要最小限度**の範囲内であること等

その他、**同一性保持権の侵害**
にも注意が必要

④ 出所が明示されていること

複製又は利用の態様に応じて合理的と認められる方法・程度によって、著作物の**出所を明示**しなければならない。（法48条1項）

4.2 引用：引用と要約（翻案）

法27条

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

要約とは、それを読めば作品のあらましが分かるようなダイジェストを作成すること

= 著作権者の二次著作物を創作する権利（翻案権）が働く行為

ただし、ごく簡単に内容を紹介する程度であれば、著作権者の了解は不要とされる

↳ 要旨や抄録など

他人の著作物をその趣旨に忠実に要約して引用する行為（要約引用）

→ 許容できると判じた裁判例があるが、否定的な学説もあることに留意が必要

4.2 引用：引用と要約（翻案）

法47 条の6（翻訳、翻案等による利用）

次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

- 一 第30条第1項、第33条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第34条第1項、第35条第1項又は前条第2項 翻訳、編曲、変形又は翻案
- 二 第30条の2第1項又は第47条の3第1項 翻案
- 三 第31条第1項第1号若しくは第3項後段、**第32条**、第36条第1項、第37条第1項若しくは第2項、第39条第1項、第40条第2項、第41条又は第42条 **翻訳**

(以下略)

引用（32条）については、
翻訳による利用ができるとしか明記されていない

4.3 引用以外の著作物等の利用

引用以外にも、一定の条件の下で著作物を利用できる場合がある。

- 国等の著作物の転載（法32条2項）
- 時事問題に関する論説の転載等（法39条）
- 政治上の演説等の利用（法40条1項）
- 国等の機関における演説等の利用（法40条2項）
- 裁判手続等のために必要な複製（法42条1項）
- 特許審査・薬事審査等に関する手続に必要な複製（法42条2項） など

※ このような場合でも、他人の著作物をインターネット上に掲載する場合は注意
上記のうち、インターネット上への掲載ができるのは「政治上の演説等の利用」のみ

その他、著作物に該当しない事実やデータ、著作権法の保護を受けない著作物なども、利用しやすい情報源である。

4.3.1 著作物の転載

国等の著作物の転載（法32条2項）

- 国等（地方公共団体の機関、独立行政法人等を含む。）が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類するものは、説明の材料として新聞紙、雑誌その他刊行物に転載することができる。

時事問題に関する論説の転載等（法39条）

- 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上、又は社会上の時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものを除く。）は、他の新聞紙・雑誌への転載のほか、放送・有線放送等が認められる。

いずれの場合も、

- 禁止する旨の意思表示がある場合には転載不可
- 出所の明示が必要（法48条）
- 翻訳して掲載することが可能（法47条の6）

インターネット上に掲載する
場合は許諾が必要

4.3.2 演説等の利用

政治上の演説等の利用（法40条1項）

- 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。）における公開の陳述は、原則としていずれかの方法によるかを問わず利用することができる。
- 「いずれかの方法によるかを問わず」＝ 翻訳・翻案等や、公衆送信も可能と解される
- 出所の明示が必要（法48条）

国等の機関における演説等の利用（法40条2項）

- 国会、県議会等をはじめとする国等（地方公共団体の機関や独立行政法人等を含む。）において行われた公開の演説又は陳述は、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞・雑誌に掲載したり、放送や有線放送等を行うことができる。
- 翻訳して利用することができる（法47条の6）
- 出所の明示が必要（法48条）

4.3.3 手続等のために必要な場合

裁判手続等のために必要な複製（法42条1項）

- 裁判手続のために必要と認められる場合や、立法・行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。
- 著作権者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでない。
- 翻訳して複製することが可能（法47条の6）
- 出所の明示が必要（法48条）

特許審査・薬事審査等に関する手続に必要な複製（法42条2項）

- 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、その必要と認められる限度において、複製することができる。また出所の明示が必要（法48条）。
 - 行政庁の行う特許、意匠又は商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価
 - 国際出願に関する国際調査又は国際予備審査に関する手続
 - 行政庁又は独立行政法人の行う薬事（医療機器及び再生医療等製品に関する事項を含む。）に関する審査又は調査
 - 行政庁又は独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

(再掲) 「著作物」の定義：「著作物」に該当しないもの

「著作物」ではないものには、著作権法による保護が及ばない

法2条1項1号が示す要件を満たさないもの

客観的なデータ、事実そのもの	(⇔ 思想・感情の表現)
他人の模倣、複製写真	(⇔ 創作性が認められるもの)
アイデア、作風・画風、表現方法	(⇔ 表現されたもの)
工業製品	(⇔ 文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの)

※ 単なる事実の伝達にすぎない雑報・報道も、著作物には該当しない（法10条2項）

- ・ いつ、どこで、誰が、何を、どのようにして行ったかを伝えるに過ぎないニュース、
- ・ 人事異動や死亡記事など、誰が書いても同じような内容になる記事、など。

(再掲) 著作権法の保護対象

「著作物」であっても必ずしも権利が保護されるとは限らない。

- **日本の著作権法により、保護を受ける著作物（法6条）**
 - 日本国民の著作物（国籍による条件）
 - 最初に国内において発行された著作物（発行地による条件）
 - 条約により、日本が保護の義務を負う著作物（条約による条件）
- **著作権の目的とはならないもの（＝保護対象外）（法13条）**
 - 憲法その他の法令（地方公共団体の条例、規則を含む。）
 - 国や地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人の訓示、訓令、通達など
 - 裁判所の判決、決定、命令など
 - 上記の翻訳物や編集物（国、地方公共団体、独立行政法人等が作成するもの）

(例題) 機関誌に記事を書く場合

- ① 他人の著作物を利用する場合は、誰の著作物かを明記しておけば自由に利用してよい。
↳ × **引用の必然性や主従関係、引用部分を明瞭に区分すること等が必要**
- ② 自分の意見を補強するため、学術書から関連する記述を要約して引用してもよい。
↳ △ **要約引用を許容する裁判例があるが、否定する説もあることに注意が必要**
- ③ 過去の政策経緯を分かりやすくまとめた年表が政府白書に掲載されている。この年表全体を自分の記事に転載して紹介しても問題ないか。
↳ ○ **国の広報資料等の転載については、全部転載も可と解されている**
※ただし転載の要件を満たさない場合（転載禁止の意思表示がされている場合等）は不可
- ④ 記事をPDFでインターネット上で掲載する場合、著作権法上何か問題があるか。
↳ **引用に該当する場合は公衆送信が可能だが、国の広報資料の転載等、公衆送信が認められていない場合がある**

4.4 インターネットと著作権

インターネット上の情報は手軽にアクセスできる情報源である一方、その利用には留意が必要

- ・「自由に閲覧できる」＝「自由に利用することができる」ではない！
- ・ほとんどの場合、ウェブサイトやインターネット上のコンテンツには著作権があると考えられる。

(例) フリー素材

利用条件を様々に設定し、その中で自由な利用を認めている場合が多い。
何が「フリー」なのか確認が必要。

(例) 国、自治体等のウェブサイト

公の機関＝自由利用できるわけではないため、利用条件の確認が必要。
他人の著作物を掲載している場合や、転載禁止のコンテンツもありうる。

近年は、違法にアップロードされた静止画（海賊版の漫画等）のダウンロードや、そのようなコンテンツへのリンクをまとめたウェブサイト（リーチサイト）への対応などが問題となっている。

→ 次スライド

4.5 リンクと著作権

一般的には、リンクを貼る行為＝著作権侵害とは考えられていない

- ウェブサイトのURLは、その所在を示す情報（ネットワーク上の住所）に過ぎない

一方、リンクのやり方次第では問題になることもある

- 著作権侵害ではなく、民法上の一般不法行為（民法709条）として違法と判断した事例がある。
- 違法コンテンツへのリンクについては裁判所の判断は分かれている。
- 特にリーチサイトについては、海賊版コンテンツへのリンクをまとめたリーチサイト運営者の著作権侵害罪を認めた事例もある。（ただし、違法コンテンツのアップロードに関与した事案）

2019年の通常国会では、リーチサイトの刑事罰を含む著作権法改正法案が提出予定だったが、静止画のダウンロード違法化（スクリーンショットを含む。）の議論が十分でないとして断念されたことが報じられている。

Q：QRコードは著作物？

QRコードとは：

二次元の図形を使って情報を記載する記号体系である二次元コードの一種

（QRコードは(株)デンソーウェーブの商標登録で、同社が特許権を保有。JIS及びISOの国際規格として制定されているとのこと）

かなや漢字などを効率よく表現できる等の特徴がある

（利用される場面）

ウェブサイトのURL情報等をコード化して提供する、自己紹介文をコード化して名刺に印刷する、など

（検討の手がかりは？）

- ▶ QRコードの何を保護するのか？（外形／内容）
- ▶ 保護すべき「著作物」か？（著作物の4要件）
- ▶ （著作物だと仮定した場合、）図書館等での複写はどうか？（31条の適用可能性）

「著作物」の定義（再掲）

法2条1項1号

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

思想・感情が表現されたもの

- ・ 創作者の精神活動であれば足りる（人の考えや気持ちを表したもの）

創造性が認められるもの

- ・ 独自に創作して、著作者の個性が表現物に反映されていればよい

表現されたもの

- ・ 文字や記号、線、面、色彩、音階などの表現手段によって客観的に具体化されたもの

文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

- ・ 知的・文化的精神活動の所産全般を指す

著作物性の検討（私見）

QRコードの外形から考える場合

- QRコードはルール（規格）に基づき作成され则认为、著作物（創作性がある）とは言いがたい
- デザインQRコードの場合は？ → 別途検討が必要か

QRコードの内容から考える場合

（1）ウェブサイトのURL情報や、文章であってもありふれた表現にとどまる場合

- URLは単なる所在情報であり、思想・感情を表現したものではない（＝著作物とはいえない）
- ありふれた表現は著作物とはみなされない

（2）著作物性が認められる文章の場合

- 文章をコード化したもので、元の文章に著作物性が認められる場合はどうか？

「言語とは一般には音声または文字を表現の手段とするものであるが、手話、盲人用点字、速記、電信信号、暗号等も、決まりにより身振りや記号等に一定の意味を与えて思想感情を表現するものとして表現形式が言語によるものと同様であるから、表現手段は異なっても**言語の著作物に含まれる**と解される」

- （半田正夫・松田政行『著作権法コンメンタル〔第2版〕1』勁草書房, 2015, p.536）

図書館サービスの可能性の検討（私見）

仮に「言語の著作物」であった場合、図書館での複写の可否はどう判断できる？

通常、QRコードは1ページの一部に掲載されていると考えと、

（１）QRコードが掲載されたページを複写する場合

- ・ 図書に掲載されている場合
 - 写り込みの範囲内で、著作物の全部が複写可能？
（cf. 複製物の写り込みに関するガイドライン）
- ・ 定期刊行物に掲載されている場合
 - 掲載紙・誌が刊行後相当期間経過した後であれば、著作物の全部が複写可能？

（２）利用者がスマートフォンなど自身の端末で読み取る場合

- ・ 館内持ち込みのカメラ・スキャナーと同様の考え方が適用されるか？（30条1項の私的複製）
 - そのような端末の持ち込みや利用を、施設管理の観点から禁止することは可能

質疑応答

ありがとうございました
